別表第五㈭の表の備考２㈠中「支払調書を作成する場合にあつては当該」の次に「支払調書を」を、「支払通知書を作成する場合にあつては当該」の次に「支払通知書を」を加え、同表の備考２㈡㈠中「から第４号まで」を「又は第３号」に、「同項第５号」を「同項第４号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する株式の総数又は同号ロに規定する種類の株式の総数をいい、同項第５号」に改め、同表の備考２㈢㈠を次のように改める。

㈠　令第61条第２項第４号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配（以下この表において「払戻し等」という。）　次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　(ii)に掲げる法人以外の法人　当該法人の当該払戻し等に係る令第61条第２項第４号イに規定する払戻等対応資本金額等を当該払戻し等に係る株式の総数で除して計算した金額

(ii)　令第61条第２項第４号ロに規定する法人　当該法人の当該資本の払戻しに係る種類の株式に係る同号ロに規定する払戻対応種類資本金額を当該資本の払戻しに係る当該種類の株式の総数で除して計算した金額

別表第五㈭の表の備考２㈢㈡(ii)中「法人の」の次に「当該自己株式の取得等に係る株式と同一の種類の株式に係る」を加え、「を同号ロに規定する」を「を当該」に改め、同表の備考２㈣㈡中「資本の払戻し又は解散による残余財産の分配」を「資本の払戻し等」に改め、「資本の払戻し又は当該解散による残余財産の分配（㈡において「」及び「」という。）」を削り、同表の備考２㈦中「第４条の６の２第28項」を「第４条の６の２第29項」に改める。

別表第五㈭の表中

支払者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称		個人番号又は法人番号

を

支払者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称	（電話）	個人番号又は法人番号

に改め、同表の備考２㈠中「。以下別表第五（二十三）までにおいて同じ。」を削り、「（国内事務所等」の次に「（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。㈠及び㈩において同じ。）」を加え、同表の備考２㈡中「又は法」を「又は」に改める。

別表第五㈯の表中

支払者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称		個人番号又は法人番号

を

支払者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称	（電話）	個人番号又は法人番号

に改め、同表の備考２㈠中「よる居所」の次に「（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）」を、「の所在地」の次に「（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。㈠において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）」を加え、同表の備考２㈥中「又は法」を「又は」に改める。

別表第五㈰の表中

支払者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称		個人番号又は法人番号

を

支払者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称	（電話）	個人番号又は法人番号

に改め、同表の備考２㈠中「よる居所」の次に「（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）」を、「の所在地」の次に「（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。㈠において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）」を加え、同表の備考２㈩中「又は法」を「又は」に改める。

別表第五㈰の表の備考２㈠中「よる居所」の次に「（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）」を、「の所在地」の次に「（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。㈠において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）」を加え、同表の備考２㈥中「又は法」を「又は」に改める。

別表第五㈰の表の備考２㈠中「よる居所」の次に「（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）」を、「の所在地」の次に「（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。㈠において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）」を加え、同表の備考２㈦中「租税特別措置法第41条の23第３項の規定により非課税とされるもの又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同表の備考２㈧中「若しくは法」を「又は」に改め、「又は租税特別措置法第41条の23第３項」を削る。

別表第五㈰の表の備考２㈠中「よる居所」の次に「（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）」を、「の所在地」の次に「（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。㈠において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）」を加え、同表の備考２㈦中「租税特別措置法第41条の23第３項の規定により非課税とされるもの又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同表の備考２㈧中「若しくは法」を「又は」に改め、「又は租税特別措置法第41条の23第３項」を削る。

別表第五㈰の表の備考２㈠中「よる居所」の次に「（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）」を、「の所在地」の次に「（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。㈠において同じ。）を有するものにあつては、これらの場所及びその所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地）」を加え、同表の備考２㈧中「租税特別措置法第41条の23第１項の規定により非課税とされるもの又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

別表第五㈰の表の備考１中「第33条第３項第２号」を「第33条第４項第２号」に改める。

別表第五㈰の表中

支払者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称		個人番号又は法人番号